

第 6134 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 2月 6日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 森林環境税、森林環境譲与税

Q : 平成31年の税制改正では、森林環境税、森林環境譲与税が創設されるとか。どのようなものなのですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

平成31年の税制改正では、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されます。概要は、次のとおりです。

【森林環境税】

- ①納税義務者等
国内に住所を有する個人で国税
- ②税率
年額1,000円
- ③賦課徴収
市町村において、個人住民税と併せて徴収
- ④施行期日
平成36年度より

【森林環境譲与税】

- ①基本的な仕組み
森林環境税の収入相当額を市町村及び都道府県に譲与する
- ②譲与基準
森林環境譲与税の10分の9相当額は市町村に、10分の1相当額は都道府県に譲与し、その額の10分の5を私有林人工林面積で、10分の2を林業就業者数で、10分の3を人口で按分する
- ③施行期日
平成31年度より譲与

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

